

# 鶴岡第五中学校いじめ防止基本方針【ダイジェスト版】

2025. 4

## はじめに

「鶴岡第五中学校いじめ防止基本方針」は「いじめ防止対策推進法」に基づき、「山形県いじめ防止基本方針」及び「鶴岡市いじめ防止基本方針」を受け、本校の実情に応じ、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定したものです。

## I いじめの問題に対する基本的な考え方

### 1 いじめの定義及び態様

#### ◇いじめの定義 【いじめ防止対策推進法 第2条】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### ◇いじめの態様

冷やかしやからかい、悪口、嫌なことを言われる、仲間はずれ、無視、軽くぶつかられる、叩かれる、蹴られる、金品をたかられる（隠される、盗まれる、壊される、捨てられる）、嫌なことや恥ずかしいことをさせられる、危険なことをされたりさせられたりする、パソコンやスマホ等で誹謗中傷などの嫌なことをされる、など

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って行います。

### 2 いじめの基本認識

「いじめは絶対に許されない」という確固たる認識と毅然とした態度で対応するとともに、「いじめほどの生徒にも、どの学校でも起こり得るもの」という共通認識の下、学校・家庭・地域・関係機関と連携し、いじめの未然防止・早期発見・迅速な対応に取り組みます。

### 3 いじめ問題等への組織的対応

◇「学校いじめ対策委員会」 未然防止・早期発見・対処等を実効的に行う組織

◇「学校いじめ問題対応委員会」 重大事態調査組織 市教育委員会との協議し設置する組織

## II いじめ防止等の基本的な取り組み

### 1 未然防止の取り組み

「いじめは、すべての生徒に起こりうる」という理解のもと、日常の教育活動を通して未然防止の取組を進めます。「授業が面白い」「仲間との関わりが楽しい」という「学校づくり」を基本とし、自己肯定感を培うため、互いに認め合える人間関係・学校風土を大切にしていきます。

### 2 早期発見の取り組み

生徒の些細な変化に気づき〔相談体制〕、気づいた情報を速やかに共有し〔報告体制〕、情報に基づき、速やかに対応します〔初動体制〕。教職員間の情報交換を行い、定期教育相談、教育相談アンケート、生活記録、Q-U等を積極的に活用し生徒の実態把握に努めます。

### 3 発生した場合の適切な対応

#### (1) いじめ対応の基本的な流れ

いじめの発見・通報を受けたときには、特定の教職員が抱え込まず、速やかに「学校いじめ対策委員会」を組織し、全教職員の共通理解のもと、組織的に対応します。被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長に主眼を置き、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導します。教育委員会に報告するとともに、事案の内容によっては、児童相談所や警察等の関係機関と連携のうえ対処します。

#### (2) いじめ発見時の緊急対応

発見や通報を受けた場合には、速やかに学年主任、生徒指導主事、管理職に報告し、実態把握も含め組織的に対応します。生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーにも十分注意して事実確認を行います。

#### (3) いじめと認知した場合の対応

「被害生徒及びその保護者」「加害生徒及びその保護者」に対する丁寧な情報提供と指導の流れを明確にし「集団へのはたらきかけ」を意図的に仕組み、「継続した指導体制」を確立させ、組織的に対応します。

#### (4) いじめが「解消している」状態の判断〔文科省の定義〕

##### ◇「いじめに係る行為が止んでいること」

少なくとも3ヶ月を目安とし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定する場合があります。行為が止んでいない場合には、改めて相当の期間を設定します。

##### ◇「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

いじめ行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為による心身の苦痛を感じていないことを面談等で確認します。

### Ⅲ ネット上のいじめへの対応

#### 1 ネット上のいじめの未然防止

##### (1) 情報モラル指導の徹底と教員の指導力の向上

生徒の発達段階に応じた教科、特別活動、総合的な学習の時間等を活用した情報モラル教育を充実させ、生徒及び保護者がインターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、「インターネットの不適切な使用による危険性」について理解を深めるための研修会や講演会を実施し、啓発に努めます。また、教員が、インターネット上のいじめの現状などの理解を深めるとともに、トラブルが発生した場合の対応を迅速かつ確実に行うことができるようにします。

##### (2) 生徒会の取組

生徒会のルールである「SNSの五箇条」を通して、生徒が主体的に考え、正しく使うことができるようにします。

##### (3) 家庭（PTA）・地域との連携

校内における情報モラルに関する指導状況や生徒のインターネット利用状況等について情報提供を行い、学校と連携したネット上のいじめの未然防止への協力を求めていきます。また、各家庭におけるSNS利用等のルールづくりを積極的に啓発していきます。

#### 2 早期発見・早期対応

##### (1) 早期発見の取組

インターネット上で、生徒のいじめにつながる恐れのある書き込みが認められた場合は、情報を組織的に共有し、積極的に関係機関の指導・助言を受けながら対応します。また、インターネットを利用している生徒が、ネット上のいじめを発見した際、どのように対応すればよいかを含め相談しやすい関係や体制を日頃から築いておくと同時に、学校の相談窓口以外に、県や市の関係機関の窓口や相談ダイヤル等を周知します。

##### (2) 早期対応の取組

インターネット上の不適切な書き込みや画像・動画の掲載等については、被害の拡大を避けるため、迅速かつ徹底的に削除する措置をとります。特に名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、管理者やプロバイダに対して速やかに削除を求めます。生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じると判断した場合には、直ちに鶴岡警察署に通報し適切な援助を求めます。学校だけの対応では解決できない場合などは、法務局に相談して対応します。

### Ⅳ 重大事態への対応

#### 1 重大事態の定義

◇いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。

◇いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。

※生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合には、十分な調査等を実施した上で、市教育委員会の指導・助言をもとに、いじめを起因とする重大事態か否かを判断します。

#### 2 重大事態への対応

(1) 重大事態が発生する可能性があるとして判断した場合は、市教育委員会に報告します。

(2) 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する「学校いじめ問題対応委員会」を設置します。

(3) 対応委員会において、事実関係を明確にするための調査を実施し、関係諸機関と適切に連携します。

(4) 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の生徒や保護者に説明します。

(5) 調査結果については、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供します。

(6) 情報の共有及び提供にあたっては、他の生徒のプライバシー保護に留意し、関係者の個人情報に十分配慮します。

### Ⅴ 教育相談体制と生徒指導体制の整備

教職員と生徒との信頼関係を土台に、一人の生徒を全職員で支えるという考え方に立ち、学級担任や部活動顧問、教科担任、スクールカウンセラーなど、事案や生徒の意向に応じて相談に応じます。また、生徒会活動、教育相談を柱とした指導体制の下、学年生徒指導担当を中心として各学年での指導を進めます。問題行動に対しては学年担任団が中心となり、生徒指導部長、管理職と常に連絡をとり適切な指導が行われるようにします。家庭調査票、教育相談アンケート、Q-U等を積極的に活用し、生徒理解に努めるとともに、いじめ問題等に関する教職員研修などを行います。

### Ⅵ 学校における点検・評価及びいじめ防止基本方針の見直し

いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、実態把握や対応が促されるよう、目標に対する具体的な取り組み状況や達成状況を評価し、その結果を踏まえ改善に取り組みます。また、この基本方針に沿って日々の指導・対応を重ねながら、生徒の実態を踏まえ、国や県、市の方針を参考にしつつ実効性のある方針を検討していきます。